

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月15日

【事業年度】 第49期（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

【会社名】 第一カッター興業株式会社

【英訳名】 DAIICHI-CUTTER KOGYO K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 広瀬 俊一

【本店の所在の場所】 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

【電話番号】 0467-85-3939

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 小池 保

【最寄りの連絡場所】 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

【電話番号】 0467-85-3939

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 小池 保

【縦覧に供する場所】 第一カッター興業株式会社 東京支店
（東京都江東区亀戸4丁目25番8号 第二川村ビル）
第一カッター興業株式会社 千葉営業所
（千葉県千葉市稲毛区山王町360番地24）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年9月28日に提出いたしました第49期（自平成27年7月1日 至平成28年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(4)法的規制について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

<訂正前>

(4) 法的規制について

当社グループが行っている切断・穿孔工事業は、建設業法に基づく「とび・土工事業」、「土木事業」に属しており、「とび・土工事業」、「土木事業」は建設業法による規制を受けております。5百万円以上の工事を受注するにあたっては「とび・土工事業」又は「土木事業」の許可が必要であり、必要に応じて許可が取得できなかった場合、また更新時に更新できなかった場合には5百万円以上の工事は受注できないこととなります。

<訂正後>

(4) 法的規制について

当社グループが行っている切断・穿孔工事業は、建設業法に基づく「とび・土工事業」、「土木事業」に属しており、「とび・土工事業」、「土木事業」は建設業法による規制を受けております。5百万円以上の工事を受注するにあたっては「とび・土工事業」又は「土木事業」の許可が必要であり、必要に応じて許可が取得できなかった場合、また更新時に更新できなかった場合には5百万円以上の工事は受注できないこととなります。

(許認可の状況)

許認可等の名称	会社名	許認可番号/有効期間	規制法令	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
一般建設業(許可) とび・土工事業	第一カッター興業(株)	(般-27)第5475号 平成27年11月5日から平成32年11月4日まで以後5年ごとに更新	建設業法	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反等に該当した場合は許可の取消(建設業法第29条) 不正入札等不誠実な行為があった場合は業務停止等の処分(同法第28条)
	(株)ウォールカッティング工業	(般-27)第26082号 平成27年10月14日から平成32年10月13日まで以後5年ごとに更新		
	(株)光明工事	(般-24)第22134号 平成24年4月24日から平成29年4月23日まで以後5年ごとに更新		
	(株)新伸興業	(般-27)第11846号 平成27年10月21日から平成32年10月20日まで以後5年ごとに更新		
特定建設業(許可) 土木事業	第一カッター興業(株)	(特-27)第5475号 平成27年11月5日から平成32年11月4日まで以後5年ごとに更新		